

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年5月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400285号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500003号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年12月9日の標準賞与額を39万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成17年12月9日

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

賞与支給明細書は所持していないが、請求期間の賞与が振り込まれたことが確認できる預金通帳を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳、複数の元同僚から提出された請求期間に係る賞与支給明細書(写)、元同僚の回答、元事業主の回答及び陳述から判断すると、請求者は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳における振込額及び複数の元同僚の賞与支給明細書(写)における各社会保険料率等により推認できる厚生年金保険料控

除額から、39万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第2400363号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2500004号

第1 結論

請求者のA社における令和4年2月28日の標準賞与額を150万円に訂正することが必要である。

令和4年2月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和4年2月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和4年2月28日

A社から請求期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録では、当該期間が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

調査の上、請求期間の賞与を保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与明細一覧表(写)及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社から200万円の賞与の支払を受け、厚生年金保険法第24条の4第1項で定める標準賞与額の上限額である150万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和4年2月28日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後提出(令和6年12月9日受付)し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。